

地域別アクションプログラム（甲賀土木事務所）
地域ワーキング設置要綱

（設 置）

第1条 地域別の滋賀県道路整備アクションプログラムの策定にあたり、地域課題やその課題を踏まえた今後の道路整備についての意見を広く求めるため、「地域別アクションプログラム（甲賀土木事務所）地域ワーキング」（以下「地域ワーキング」という。）を設置する。

（構 成）

第2条 地域ワーキングは、有識者、道路利用者、地域住民、行政および公募委員等、別表に掲げる者で構成する。

2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

（座 長）

第3条 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定める。

（会 議）

第4条 地域ワーキングは、甲賀土木事務所長が必要と認めたときに召集する。

（会議の公開）

第5条 地域ワーキングは、原則として公開とする。

（事務局）

第6条 地域ワーキングの事務局は、甲賀土木事務所に置き、円滑な事務に努めるものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、地域ワーキングの運営に関し必要な事項は、甲賀土木事務所長が別に定める。

付則 この要綱は、令和4年7月1日から施行し、滋賀県道路整備アクションプログラム2023策定をもって、その効力を失う。